平成２２年（フ）第６号
北海道根室市落石東406番地３
債務者　長谷川千春
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月28日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第８号
標津郡中標津町計根別北３条西２丁目７番地
債務者　東出　純子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月28日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第９号
北海道根室市宝林町５丁目45番地
債務者　佐藤　　榮
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月28日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２８２２号
福岡県大野城市川久保１丁目１番８号
破産者　有限会社エム・エス・シー
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１７号
福島県本宮市白岩字関根28番地
破産者　東邦食販株式会社
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉2742番地１
破産者　佐賀はがくれすっぽん株式会社
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８７８号
札幌市中央区北１条西３丁目３番地
破産者　普門エンタープライズ株式会社
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第９９２号
栃木県宇都宮市本町10番１号
破産者　株式会社高山
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８０号
栃木県宇都宮市竹林町512番地19
破産者　設樂　房司
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５４１号
栃木県宇都宮市上桑島町1297番地
破産者　金田圭一郎
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第６３７号
埼玉県越谷市南越谷１丁目５番50号
破産者　株式会社日本薬品販売
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
富山県射水市津幡江678番地１
破産者　株式会社矢野工業
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２５１号
富山県高岡市福岡町矢部695番地の６
破産者　有限会社氷見建設
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１０７号
三重県鈴鹿市平田本町２丁目８番25号
破産者　久保田浩二郎
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０９号
三重県津市東丸之内16番23号
破産者　濱口　雅之
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８０２号
岡山市南区築港新町２丁目16番３号
破産者　堤　　一喜
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９０号
岡山市北区西古松２丁目２番27号
破産者　株式会社ワンビットコミュニケーション
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２３９号
北海道茅部郡森町字砂原４丁目10番地の２
破産者　亡西村コノエ相続財産
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４２３号
秋田県男鹿市船越字内子１番地240
破産者　株式会社アイデアホーム
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８２号
福島県会津若松市河東町広田字東22番地
破産者　有限会社日新製作所
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
長野県松本市横田２丁目13番Ｂ―109号
破産者　有限会社エヌ・アンド・エヌ
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部